

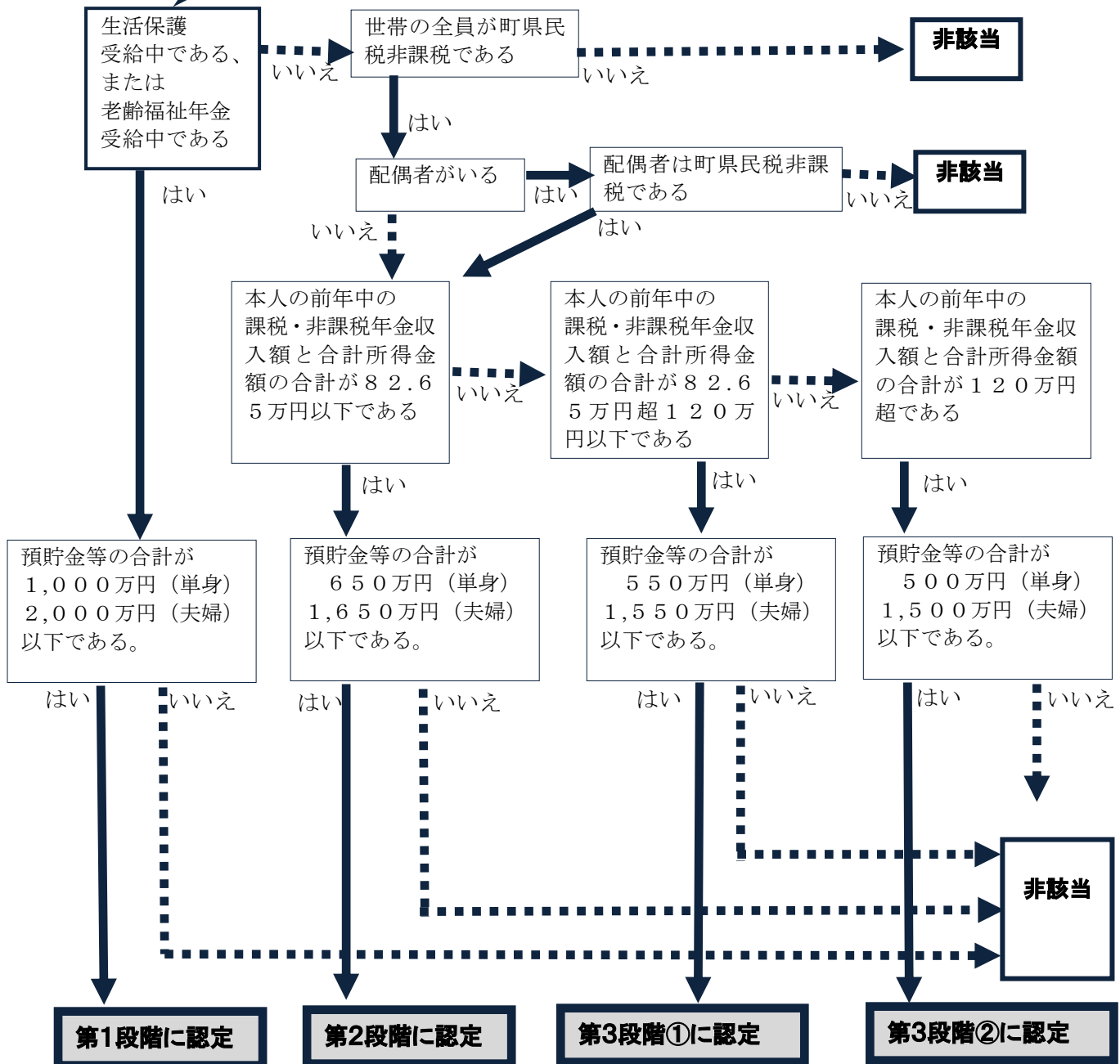
現在の状況をご確認ください。

・該当する方向へお進みください

はい →

いいえ →

スタート



（※）生活保護受給者の方の預貯金等の資産の状況は、要件なしとなります

（※）老齢福祉年金受給者の方は、世帯全員（世帯別の配偶者も含む）が非課税の場合に対象となります

（※）2号被保険者（40歳以上65歳未満の被保険者）の預貯金等の資産の状況は、年金収入額等にかかわらず、1,000万円（単身）、2,000万円（夫婦）以下となります

（※）令和8年8月から、本人の前年中の課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計の「80.9万円」が「82.65万円」に変更となります。